

経済産業省

20160426貿局第3号
輸出注意事項28第13号
経済産業省貿易経済協力局

「絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成28年5月18日

経済産業省貿易経済協力局長 寺澤 達也

「絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」の一部改正について

「絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」（昭和55年11月1日付け・輸出注意事項55第17号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成28年6月1日から施行する。

「絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について（昭和55年1月1日付け輸出注意事項55第17号）

改正後	現行
<p>I・II (略)</p> <p>III 輸出許可申請等</p> <p>1 輸出許可書等の申請手続等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 輸出許可書等の添付書類</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 条約附属書 I 又は附属書 II に掲げる動植物等であつて、本邦において飼育により繁殖させた動物又は人工的に繁殖させた植物は、<u>繁殖に係る次の書面</u></p> <p><u>(i) 繁殖を証する次のいずれかの書面</u></p> <p>① (略)</p> <p>② <u>上記①の関係省から交付を受けることができる書面を有しない場合にあっては、繁殖したことを証する書面 原本1通</u></p> <p><u>(ii) ニホンイシガメ (Mauremys japonica) の個体 (生死の別を問わない。) にあっては、上記 (i) に加えて、当該個体を繁殖した施設 (以下「繁殖施設」という。) におけるニホンイシガメの繁殖実施状況を示す次の①～③の書面</u></p> <p>① <u>繁殖業者が証明した繁殖実施状況を示す書面又は動物の愛護及び管理に関する法律施行規則 (平成18年環境省令第1号) 第8条第12号 (第一種動物取扱業者の遵守基準) に基づき環境大臣が定める細目 (平成18年環境省告示第20号 (第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目)) 第5条第3号ハに定められた繁殖の実施状況を示す書面 写し1通</u> <u>なお、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則に基づき環境大臣が定める細目に基づく繁殖実施状況記録台帳の写しを提出する者にあつては、同法施行規則第2条第5項に基づく第一種動物取扱業者の登録証の写し1通を併せて提出すること。</u></p> <p>② <u>繁殖施設の構造及び規模を示す書面 (図面及び写真を含む。)</u> 原本1通</p> <p>③ <u>繁殖施設における当該個体の最大飼育可能頭数及び推定年間繁殖数並びに</u></p>	<p>I・II (略)</p> <p>III 輸出許可申請等</p> <p>1 輸出許可書等の申請手続等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 輸出許可書等の添付書類</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 条約附属書 I 又は附属書 II に掲げる動植物等であつて、本邦において飼育により繁殖させた動物又は人工的に繁殖させた植物は、<u>その旨を証する次のいずれかの書面</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>(i) (略)</u></p> <p><u>(ii) (i) の関係省が交付する書面を有しない場合にあっては、繁殖したことを証する書面 原本1通</u></p> <p>(新設)</p>

それぞれの算出根拠を示す書面 原本1通

(ハ) 生きている動植物の場合にあつては、その運送手段を示す説明書 原本2通（経済産業局（通商事務所を含む。）及び沖縄総合事務局の商品輸出担当課に提出する場合にあつては、原本1通）

(ニ) (略)

(ホ) 輸出貨物が対象貨物の個体（生死の別を問わない。）又は個体の部分である場合には、これを記録した写真 2枚（経済産業局（通商事務所を含む。）及び沖縄総合事務局の商品輸出担当課に提出する場合にあつては、1枚）

なお、ニホンイシガメの個体（生死の別を問わない。）のうち、野生から取得したものにあっては、当該個体の背甲長が確認できるように定規等を併せて写すこと。

(ヘ)～(ヲ) (略)

(3) 輸出許可書等の審査基準

(イ)～(ホ) (略)

(ヘ) ニホンイシガメの個体（生死の別を問わない。）のうち、野生から取得したものにあっては、背甲長が8センチメートル未満であること。

2 輸出許可書等の記載要領

(1)～(7) (略)

(8) 「8. 貨物の詳細」の欄
(削る)

記載内容は次のとおりとする。

(イ) 当該貨物の状態（皮、鞆又は化粧品等）を記載する。

(ロ) 当該貨物にマークが付いている場合は、マークの数とタイプ（タグ、識別マーク、リング等）を記載する。

(ハ) 生きている動物の場合は、可能な限り性別及び年齢を記載する。

(ニ) キャビアの場合は、再使用不可ラベル通達の2に定める再使用不可ラベルの記載事項を記載する。

(ハ) 生きている動植物の場合にあつては、その運送手段を示す説明書 2通（経済産業局（通商事務所を含む。）及び沖縄総合事務局の商品輸出担当課に提出する場合にあつては、1通）

(ニ) (略)

(ホ) 輸出貨物が対象貨物の個体（生死の別を問わない。）又は個体の部分である場合には、これを記録した写真 2枚（経済産業局（通商事務所を含む。）及び沖縄総合事務局の商品輸出担当課に提出する場合にあつては、1枚）

(ヘ)～(ヲ) (略)

(3) 輸出許可書等の審査基準

(イ)～(ホ) (略)

(新設)

2 輸出許可書等の記載要領

(1)～(7) (略)

(8) 「8. 貨物の詳細」の欄

輸出する貨物の状態（生きている動植物、皮、鞆又は化粧品など）を詳細に記載し、当該貨物にマークが付されている場合には、マークの数とタイプ（タグ、識別マーク、リング等）を記載する。また、生きている動物にあつては可能な限り性別及び年齢を記載し、キャビアにあつては再使用不可ラベル通達の2に定める再使用不可ラベルの記載事項を記載する。

(新設)

(ホ) ニホンイシガメの個体（生死の別を問わない。）のうち、野生から取得した場合は、当該個体の背甲長を記載する。なお、個体が複数存在する場合は、それらの個体の背甲長のうち、最小値及び最大値の値を記載することをもって、それ以外の背甲長の値の記載を省略することができる（例示：○cm～○cm等）。

(9) ～ (17) (略)

3 輸出許可書等の事務取扱い

(1) 輸出許可書等の処理

(イ) ・ (ロ) (略)

(ハ) 担当課室は、当該輸出許可申請の内容が本邦からの再輸出に係るものであって、輸入の際の性質及び形状が変わっていないものであるときは、以下のいずれかの処理を行った後、提出者に返却するものとする。

(i) ・ (ii) (略)

(ニ) 「1 a. 許可書・証明書番号」の欄

輸出許可書等の番号は、次の(i) から (v)に掲げる記号及び番号を、次の(i) から (v)に掲げる順に組み合わせて付けるものとする。

(i) ～ (v) (略)

(ホ) ～ (リ) (略)

(2) ～ (6) (略)

(9) ～ (17) (略)

3 輸出許可書等の事務取扱い

(1) 輸出許可書等の処理

(イ) ・ (ロ) (略)

(ハ) 担当課室は、当該輸出許可申請の内容が本邦からの再輸出に係るものであって、輸入の際の性質及び形状が変わっていないものであるときは、以下のいずれかの処理を行った後、提出者に返却するものとする。

① ・ ② (略)

(ニ) 「1 a. 許可書・証明書番号」の欄

輸出許可書等の番号は、次の①から⑤に掲げる記号及び番号を、次の①から⑤に掲げる順に組み合わせて付けるものとする。

①～⑤ (略)

(ホ) ～ (リ) (略)

(2) ～ (6) (略)